

実験動物技術者資格認定制度(実験動物技術者認定試験)について

(公社)日本実験動物協会

○ 実験動物技術者資格認定制度の概要

1. 認定機関:公益社団法人日本実験動物協会

2. 認定呼称:実験動物技術者

3. 認定種別:実験動物2級技術者及び実験動物1級技術者

4. 目的

実験動物技術者の資格を認定して、その資質を向上させ、実験動物技術の進展に貢献することを目的とします。

5. 認定資格

公益社団法人日本実験動物協会による所定の認定試験に合格した者としてします。

6. 資格登録

認定試験に合格し認定登録申請手続きを完了した者は、公益社団法人日本実験動物協会実験動物技術者名簿に登録され、資格認定書が与えられます。

7. 制度の意義

- (1)実験動物産業の健全な発展に重要な役割を担っている実験動物技術者の資質向上並びに社会的地位の向上を図ります。
- (2)実験動物技術者の技術水準の向上とその均一化により実験動物技術の進展と実験動物福祉の向上等を図り、公衆衛生の向上等に貢献します。

8. 受験資格

(1)実験動物2級技術者(次の①～④の一つに該当する者)

①実験動物に関する4年以上の実務経験を有する者

*4年以上:実技試験の前日までに4年以上

②高校卒業者(相当の資格を有する者を含む。)で、実務経験1年以上の者

*相当の資格を有する者:高等専門学校の3年次を終了した者及び

専修学校の高等課程を修了した者

*1年以上:実技試験の前日までに1年以上

③特例認定高校、特例認定専門学校で特定のカリキュラムを履修した在校生及

び卒業生

* 特例認定高校、特例認定専門学校：日動協HPの「実験動物技術者受験
特例認定校一覧」参照

* 在校生：在学中に受験可能

④1級技術者の受験資格を有する者

(2)実験動物1級技術者(次の①～③の一つに該当する者)

①2級技術者認定後、2年6ヶ月以上の実務経験を有する者

* 2年6ヶ月以上：実技試験の前日までに2年6ヶ月以上

②2年以上の大学生物系課程を修めて卒業した者(相当する学校を卒業した者を含む。)で、実務経験1年以上の者

* 相当する学校：2年以上の生物系課程を有する2年制以上の短期大学あるいは専門学校

* 1年以上：実技試験の前日までに1年以上

③特例認定大学等で特定のカリキュラムを履修した在學生及び卒業生

* 特例認定大学等：日動協HPの「実験動物技術者受験特例認定校一覧」参照

* 在學生：在学中に受験可能

9. 認定試験

(1)実験動物2級技術者試験

学科試験と実技試験があります。

① 学科試験：必須科目(総論)と選択動物種1科目の計2科目です。

* テキストは、「実験動物の技術と応用入門編増補改訂版」(日本実験動物協会編集 (株)アドスリー出版)です。

② 実技試験：学科試験で選択した動物種1科目です。

(2)実験動物1級技術者試験

学科試験と実技試験があります。

① 学科試験：必須2科目(総論とマウス)と選択動物種2科目の計4科目です。

* テキストは、「実験動物の技術と応用実践編増補改訂版」(日本実験動物協会編集 (株)アドスリー出版)及び「実験動物の技術と応用入門編増補改訂版」(同上)です。

② 実技試験：マウスと学科試験で選択した動物種2科目のうち1科目の計2科目です。

(3)試験日

①2級技術者試験の学科試験は8月、実技試験は11月に実施予定です。

②1級技術者試験の学科試験は9月、実技試験は11月に実施予定です。

○ 通信教育(2級用)

(1)募集は1月～2月で、通常3月から7月までの実施です。

教材は上記テキスト「実験動物の技術と応用入門編増補改訂版」と2級教材用DVD、「通信教育Q&A集」です。

(2)通信教育受講者のうち希望者は、原則として翌年度まで別料金ですが、8月下旬のスクーリングを受講できます。

なお、当年度の2級試験受験者であって、実技試験科目に「マウス・ラット・その他のげっ歯類」を選択した者は、スクーリングの修了試験に合格した場合、実技試験免除の特典があります。

○ 認定試験に関連する研修会

(1)実験動物2級技術者試験受験

①実験動物基本実技研修会(2級水準)

②通信教育

③ウサギ実技研修会(2級実技試験の受験者対象)

④ブタ実技研修会

*各研修会の詳細については、日動協HPの協会スケジュールをご参照下さい。

(2)実験動物1級技術者試験

①実験動物基本実技研修会(1級水準)

②実験動物高度技術者養成研修会(白河研修)(1級試験の受験者対象)

③ウサギ実技研修会(1級実技試験の受験者対象)

④ブタ実技研修会

*各研修会の詳細については、日動協HPの協会スケジュールをご参照下さい。

*この制度のご利用に当たっては、日動協HP掲載の規程類でその詳細をご確認下さい。
また、ご不明の点は、日動協事務局にご照会下さい。

令和3年11月